

海域における水生生物の保全に係る水質環境基準（全亜鉛）の 類型指定の見込みについて

1 これまでの経緯

- ・昨年1月に開催した第14回水質部会において「水生生物の保全に係る水質環境基準の類型指定方針（海域版 案）」を御審議いただいた。
- ・御審議の後、同指定方針（案）に基づき、類型指定を行うための情報収集、整理等をすすめる予定としていた。
- ・しかし、昨年3月に発災した東日本大震災津波に伴い、海域での水質測定や関係機関からの情報収集が難しい状況となった。

2 今後の見込み（対応方針）

次のとおり、指定を行うための情報収集等を継続し、指定の時期や方法等を検討していく。

- ・水質の状況については、対象水域において引き続き全亜鉛の水質測定を実施し、データの蓄積を図っていく。
- ・地形等、魚介類、産卵場等の状況に関する情報については、発災後の情報を使用する必要がある項目もあると思料されることから、関係機関の復旧状況や発災後の調査再開動向等を踏まえて、関係機関と協議しながら類型指定を行うための情報の再収集、整理等に努めていく。

参考 類型指定資料

水生生物の保全に係る水質環境基準の類型指定方針 (海域版 案)

1 はじめに

(1) 水生生物の保全に係る水質環境基準について

公共用水域の水質については、環境基本法（平成5年法律第91号）に基づき、人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準として、人の健康の保護に関する環境基準（健康項目）と生活環境の保全に関する基準（生活環境項目）が定められている。

このうち、生活環境の保全に関する環境基準について、国は平成15年11月、公共用水域における水生生物及びその生息又は生育環境を保全する観点から、全亜鉛を項目とする水生生物の保全に係る水質環境基準（以下「水生生物保全環境基準」という。）を新たに追加した。

基準値は、水生生物の生息状況の適応性に応じた6種類の水域類型に分けて設定されており、個々の水域において水域類型を指定することとなっている。

表1 水質汚濁に係る環境基準

健康項目	カドミウム、全シアン等26項目	一律の基準値
生活環境項目	pH、BOD、COD、SS、DO、大腸菌群数、油分等、全窒素、全リン	・水域類型ごとに基準値を設定 ・水域の利用目的により類型指定
水生生物保全環境基準項目	全亜鉛	・水域類型ごとに基準値を設定 ・水生生物の生息状況の適応性により類型指定

表2 水生生物保全環境基準の水域類型及び基準値

項目	水域	類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値
全亜鉛	河川及び湖沼	生物A	イナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/l 以下
		生物特A	生物Aの水域のうち、生物Aの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/l 以下
		生物B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/l 以下
		生物特B	生物Bの水域のうち、生物Bの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/l 以下
	海域	生物A	水生生物が生息する水域	0.02mg/l 以下
		生物特A	生物Aの水域のうち、水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.01mg/l 以下

※基準値は年間平均値

また、クロロホルム等3項目については、公共用水域等における検出状況等からみて、現時点では直ちに環境基準とせず、要監視項目として位置づけ、継続して公共用水域等の水質測定を行い、その推移を把握することとされた。

表3 水生生物の保全に係る要監視項目の水域類型及び指針値

項目	水域	類型	指針値
クロロホルム	河川及び湖沼	生物A	0.7mg/l
		生物特A	0.006mg/l
		生物B	3mg/l
		生物特B	3mg/l
	海域	生物A	0.8mg/l
		生物特A	0.8mg/l
フェノール	河川及び湖沼	生物A	0.05mg/l
		生物特A	0.01mg/l
		生物B	0.08mg/l
		生物特B	0.01mg/l
	海域	生物A	2mg/l
		生物特A	0.2mg/l
ホルムアルデヒド	河川及び湖沼	生物A	1mg/l
		生物特A	1mg/l
		生物B	1mg/l
		生物特B	1mg/l
	海域	生物A	0.3mg/l
		生物特A	0.03mg/l

(2) 水生生物保全環境基準の類型指定について

環境基本法第16条第2項の規定に基づき、環境基準の類型指定は、「環境基準に係る水域及び地域の指定の事務に関する政令」で定める水域を除き、法定受託事務として都道府県が行うこととされている。

今回の類型指定は、県が指定することとなっている水域のうち、海域13水域である。

なお、これまで、環境省が指定すべき水域のうち、北上川及び四十四田ダム貯水池について生物Aの類型があてはめられており、岩手県が指定すべき水域のうち河川68水域、湖沼8水域について生物Aの類型があてはめられている。

表4 県内の対象水域

水域	類型指定する者	類型指定状況
北上川、四十四田ダム貯水池	環境省	平成18年6月30日に類型指定 北上川：河川生物A 四十四田ダム貯水池：湖沼生物A
丹藤川、岩洞ダム貯水池、雫石川等 河川68水域、湖沼8水域	知事	平成22年3月31日に類型指定 生物A
【県際水域】有馬川、金流川	知事	平成23年8月5日に類型指定 生物A
【県際水域】馬淵川、米代川、 大川、広田湾	知事	関係する県の準備が整い次第、順次 類型指定
県内海域12水域	知事	今回指定を検討しようとするもの

2 類型指定を行うために必要な情報について

海域における類型指定の検討を行うに当たっては、以下の情報を収集、整理する。

情報	情報の活用
◆地形等の状況	
藻場、干潟、浅場（水深 30m 以浅）及び 珊瑚礁	特別域設定の検討材料とする。
底質分布	
◆水質の状況	
一般項目（pH、DO、BOD、COD、SS、大腸菌 群数、全窒素、全燐）	水生生物の生息環境の基礎的な情報とする。
水生生物保全環境基準項目（全亜鉛）	現状を把握するとともに達成期間の検討材料と する。
排出源（水質汚濁防止法に基づく特定事業 場のうち、亜鉛排出事業場等）の有無	排出源がある時は、当該水域の全亜鉛の濃度に 留意する。
貧酸素水塊の出現状況	特別域設定の検討材料とする。
◆魚介類に関する情報	
漁獲量データ	主要魚介類の選定材料とする。
魚介類の生態特性	主要魚介類の選定材料とする。また、特別域設 定の検討材料とする。
◆産卵場及び幼稚仔生息場に関する情報	
保護水面の設定状況	特別域設定の検討材料とする。
産卵場及び幼稚仔成育場に係る調査結果、 確認情報及びその保護状況	

3 水域類型の判定の考え方

類型指定の検討に際しては、まず初めに保護水面の設定状況等から特別域の設定を検討し、続いて達成期間の設定を行うものとする。

（1）特別域の検討

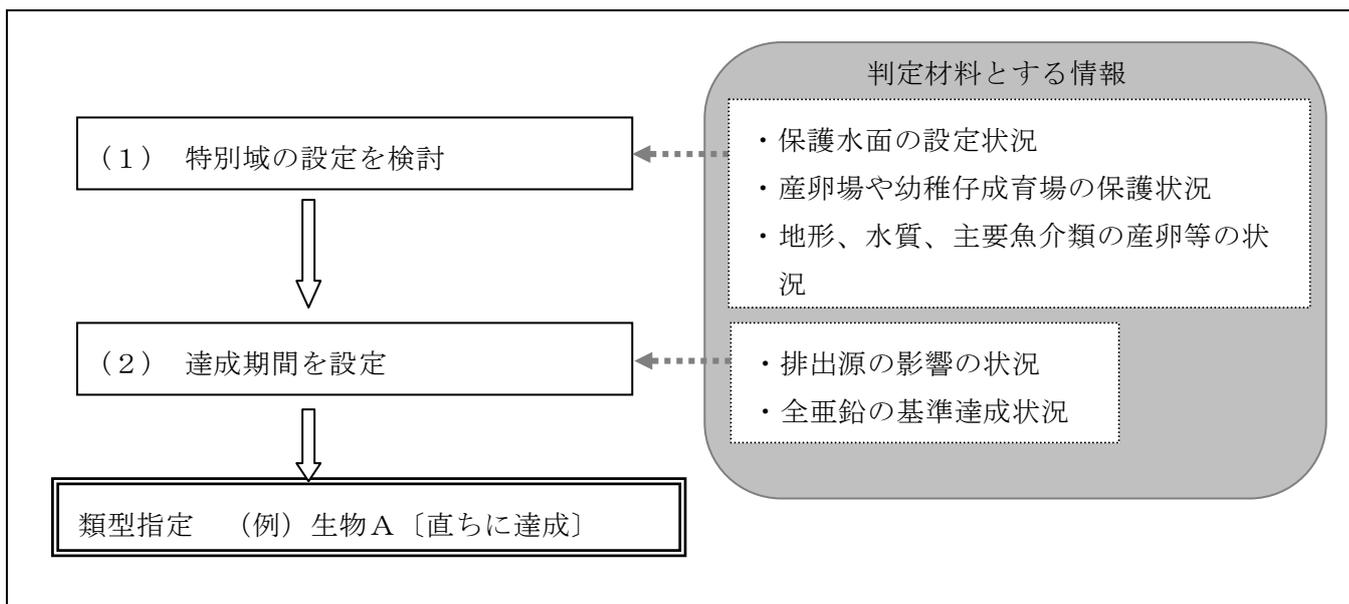
以下の水域について、特別域の設定を検討する。

- ①水産資源保護法に基づく保護水面が設定されている水域
- ②保護水面と同等以上に産卵場や幼稚仔成育場の保護が図られている水域
- ③地形、水質、底質及び藻などの沿岸の植生などが主要魚介類の産卵場等として適した条件にあり、今後もその条件が保たれうる水域

（2）達成期間の検討

全亜鉛の排出源の影響の有無及び現時点での基準達成状況から判断し、「直ちに達成」・「5年以内で可及的速やかに達成」・「5年を超える期間で可及的速やかに達成」のいずれかの達成期間を設定する。

・ 類型指定までの流れ



・ 対象水域

1	久慈湾	2	田老湾	3	宮古湾
4	山田湾	5	船越湾	6	大槌湾
7	釜石湾	8	唐丹湾	9	吉浜湾
10	越喜来湾	11	綾里湾	12	大船渡湾